

一般社団法人繊維評価技術協議会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人繊維評価技術協議会と称し、英文名は Japan Textile Evaluation Technology Council と表示する（以下「本会」という。）。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 本会は、従たる事務所を大阪市北区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、繊維製品の評価技術に関する調査・研究、繊維製品に関する標準化、繊維製品に関する製品認証システム審査事業等を通じて、繊維製品評価体制の充実と繊維製品の品質の向上を図ることにより、繊維産業の健全なる発展、貿易の振興及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 繊維製品の評価技術に関する調査・研究
- 二 繊維製品に関する標準化及びその推進
- 三 繊維製品の品質改善事業に関する普及・啓発
- 四 繊維製品に関する製品認証システムに係る審査及び登録
- 五 新機能を有する繊維製品の普及及び評価技術等に関する調査・研究
- 六 繊維製品に関する関係機関等との交流及び協力
- 七 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行う。

第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

2 正会員は、本会の目的に賛同して入会する法人及び個人並びにこれらの者を構成員とする団体とする。

3 賛助会員は、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする法人及び個人並びにこれらの者を構成員とする団体とする。

（入会）

第6条 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

（入会金及び会費）

第7条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（任意退会）

第8条 会員が本会を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

（除名）

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき
- 二 本会の名誉を毀損し又は目的に反する行為をしたとき
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員除名の決議を行う総会の一週間前までに当該会員に対し通知するとともに、当該総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
 - 二 死亡し又は失踪宣言を受けたとき
 - 三 法人又は団体が解散し又は破産したとき
 - 四 会費を納入せず、当該未納会費の納入期日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに当該未納会費を納入しないとき
- 2 会員が前2条又は前項の規定によりその資格を喪失しても、概に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 総会

(構成)

- 第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第12条 総会は、次の事項について決議する。
- 一 会員の除名
 - 二 理事及び監事の選任及び解任
 - 三 理事及び監事の報酬総額並びに理事及び監事の報酬等の支給基準
 - 四 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
 - 五 定款の変更
 - 六 事業の全部又は一部の譲渡
 - 七 解散及び残余財産の処分
 - 八 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に総会を開催する。

(招集)

- 第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総会を招集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。
- 一 総会の日時及び場所
 - 二 総会の目的である事項
 - 三 総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることとする場合において、その旨並びに総会参考書類に記載すべき事項及び議決権行の期限
 - 四 代理人による議決権の代理行使について、委任状その他の代理権を証明する方

法及び代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項

- 3 会長は、総会の日々の2週間前までに、社員に対して、前項各号に掲げる事項（次項により総会参考書類に記載した事項を除く。）を記載した書面により、その通知を発しなければならない。
- 4 総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使するときのために、前項の通知に際して、法人法第41条第1項に規定する次の書類を交付しなければならない。
 - 一 社員総会参考書類
 - 二 議決権行使書
- 5 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（議長）

- 第15条 総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、前条第5項の規定により請求があった場合において、総会を開催したときは、出席正会員のうちから議長を選出する。

（議決権）

- 第16条 総会における議決権は、正会員1人につき各1個とする。

（定足数）

- 第17条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席をもって成立する。

（決議）

- 第18条 総会の決議は、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - 一 会員の除名
 - 二 監事の解任
 - 三 定款の変更
 - 四 事業の全部又は一部の譲渡
 - 五 解散
 - 六 合併
 - 七 その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。
 - 4 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前3項の規定の適

用については総会に出席したものとみなす。

- 5 理事会において総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることを定めた場合には、当該正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第1項から第3項までの出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第19条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 総会の日時及び場所
- 二 正会員の現在数
- 三 総会に出席した正会員の数(議決権の代理行使者及び書面による議決権行使者を含む。)
- 四 議事の経過の要領及びその結果
- 五 議事録署名人の選任に関する事項
- 六 総会に出席した理事及び監事の氏名
- 七 総会の議長の氏名
- 八 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 九 その他法令で定めるところにより議事録の記載事項とされているもの

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が記名押印する。

第5章 役員及び顧問

(役員の設定)

第20条 本会に、次の役員を置く

- 一 理事12人以上16人以内
 - 二 監事2人以内
- 2 理事のうち、1人を会長とし、2人を副会長とする。
- 3 前項の会長及び副会長をもって法人法に規定する代表理事とする。
- 4 会長及び副会長以外の理事のうち1人を専務理事とする。
- 5 会長及び副会長以外の理事のうち2人以上3人以内を業務執行理事(法人法第91条第1項第2号に規定する理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定された理事をいう。以下同じ。)とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議により選任する。

- 2 会長及び副会長並びに業務執行理事は理事会において選定する。
- 3 監事の選任に関する議案を総会に提出する場合は、監事の同意を受けなければならない。
- 4 監事は本会又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長及び副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより当会の業務を分担執行する。
- 5 会長及び副会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認められるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 5 理事又は監事が第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 6 代表理事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した代表理事は、新たに選任された代表理事が就任するまで、なお代表理事と

しての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、総会で別に定める理事及び監事の報酬等の支給基準に従った額を報酬等として支給することができる。

2 前項の定めにかかわらず、理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(損害賠償責任の免除)

第27条 本会は、法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。

2 本会は法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。

(顧問)

第28条 本会に、顧問2人以内を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に応え、又は会長に対して意見を述べる。

4 顧問は、無報酬とする。

5 第24条第2項の規定は、顧問について準用する。

第6章 理事会

(理事会の設置)

第29条 本会に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

一 本会の業務執行の決定

- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長及び副会長並びに業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集しようとするときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の目的である事項並びに日時及び場所、その他必要な事項を記載した文書により通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長とする。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が理事会の議長となる。

(定足数)

第33条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、出席した理事の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事（当該決議につき特別の利害関係を有する理事を除く。）の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。
- 3 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
- 4 前項の規定は、第22条第5項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 日時及び場所
- 二 議事の経過の要領及びその結果

- 三 決議事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
 - 四 理事会に出席した理事の氏名
 - 五 議長の氏名
 - 六 その他法令で定めるところにより議事録の記載事項とされているもの
- 2 出席した会長及び副会長並びに監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会計

(事業年度)

第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第38条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時総会に提出し、第一号及び第二号の書類については、その内容を報告し、第三号から第五号までの書類については、承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
 - 二 事業報告の附属明細書
 - 三 貸借対照表
 - 四 正味財産増減計算書
 - 五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 貸借対照表は、定時総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第42条 本会は、剰余金の分配をすることはできない。

第9章 情報開示

(帳簿及び書類等の備付け及び閲覧)

第43条 本会は、次の各号に掲げる帳簿及び書類等を主たる事務所に備えておかなければならない。

- 一 定款
- 二 正会員名簿
- 三 総会で議決権代理行使をした場合の委任状
- 四 総会で書面による議決権の行使をした場合の議決権行使書
- 五 総会の議事録
- 六 第34条第2項に規定する理事会の決議の省略をした場合の同意書
- 七 理事会の議事録
- 八 会計帳簿
- 九 事業計画書、収支予算書
- 十 各事業年度に係る貸借対照表、正味財産増減計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書
- 十一 監査報告
- 十二 許認可等及び登記に関する書類
- 十三 その他法令に定める書類

2 前項第一号の書類は、主たる事務所及び従たる事務所に備え置く。

3 第1項第三号、第四号の書類は、主たる事務所に総会の日から3箇月間備え置く。

4 第1項六号及び第七号の書類は、主たる事務所に理事会の日から10年間備え置く。

5 第1項第五号の書類は、主たる事務所に総会の日から10年間、またその写しを従たる事務所に5年間備え置く。

6 第1項第九号の書類については、主たる事務所に、またその写しを従たる事務所に、毎事業年度開始の日の前日から当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

7 第1項第十号及び第十一号の書類については、主たる事務所に定時総

会の日から1週間前の日から5年間、また、その写しを従たる事務所に3年間備え置く。

(公告)

第44条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 委員会、事務局その他

(部及び委員会)

第45条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、部及び委員会を置くことができる。

- 2 部及び委員会は、外部有識者、会員及び事務局で構成する。
- 3 部及び委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し又は審議する。
- 4 部及び委員会の委員の選任及び解任は、会長が行う。
- 5 部及び委員会の運営に関して必要な事項の細則は、会長が別に定める。

(事務局)

第46条 本会に事務局を置き、職員の任免は、重要な使用人を除き、会長が行う。

なお、重要な使用人の任免は、理事会の決議にもとづき会長が行う。

- 2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 第21条第2項の規定にかかわらず、本会の最初の代表理事は、次のとおりとする。

会長 佐々木 久衛

副会長 姉崎 直己、香川 裕行

- 4 この定款は、平成25年7月1日から施行する。
- 5 この定款は、平成27年7月1日から施行する。
- 6 この定款は、平成28年6月27日から施行する。